適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ W	\、 《受印`\																		[1,	/2]
令和] 年	三月	日	申	(法 本 主 た	又 に 人 の 店 る 事	又事務方	^所 (◎ (法人の均) — 0 ^{場合のみ} 中区広	公表され	, はます)		(電話	香号	082		23!	5 –	335	5 5)
				2.4-	納	リーカ 税	ブ ナ) :	1) — 0 中区应				(<i>a</i> =3	T. 1	000		001		00.5	
				請	(7	リ カ	<i>i</i> +)		'-トネク	スト カフ゛	シキカ・	イシ ャ		(電話	i番号	082	_	23	<u> </u>	335	55)
							ま名				スト	株式	会社								
				者			, ナ)		オカ シ:	シシ゛											
	広島西	_ 税務	署長殿	<u>.</u>			場合氏		岡 "	俊二											
								号 4	2	4	0	0	0	1	0		_	0	9	6	0
公表 1 2 な	この申請書に記載した次の事項(❸ 印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。																				
(平成25 ※ 当	8年法行 該申記	津第15 青書は	号) 、所 ²	求書発 第 5 条 得税法 引以前	の規定 等の-	さによ 一部を引	る改』 改正す	三後の	消費	税法	第57条	€の2	第 2	項の	規定	によ	; b =	申請し	ょ つ	す。
					期間の 和5年						5場合	は合利	和 5 年	三6月	30 ⊨	1)ま	でに	= = <i>0</i>	り申請	青書を	≥提出
					この	申請書	を提出す	-る時点	ぶにお	いて、	該当す	つる事業	者の区	区分に	応じ、	ロに	レ印	を付し	してく	ださい	/ ₁ °
事	業	者	区	分	※ 次非	在 「双 年	录要件の	▽ 〒		事業		ナハコ	土た	□ 6		说事 ライン 藤田		也△	17 14	歩 査	「布形
							忍」欄も												1 L 1 L .	0.米	1 /C 17C
判定合このなか	により 令和 5 申請書る ったこ	月31日 課税事 年6月3 を提出す とと は、その	業者とな 0月)ま ることが を困難な	なる場 るででき な事情																	
税	理	士	署	名	税理:		長谷	川会計	ŀ					(電話	番号	082	! —	27	2 –	586	88)
※ 税	整理番号				部門 番号		申請	年 月	Image: control of the		年	月	E	通	信	年	月	付 l	印解		
務署処	入力	処 理		年	月	F	番号確認			身元確認		済 未済	確認書類			ード/通 	知力 -	- ド・道 	重転免許) 	ı
理欄	登録	番号	Т	<u> </u>	1 1		1		1						<u> </u>	1			ı		- 1

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

			氏名又は名称	スマートネク	スト 株式	会社							
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。												
免	□ 令和 5 年10月 1 日の属 (平成28年法律第15号)	附則第44条第4	1項の規定の適月	用を受けよう	とする事	業者							
税	※ 登録開始日から納料	兇義務の免除⊄)規定の適用を5	受けないこと	となりま	す。							
事	個 人 番 号												
業	事生年月日(個			法人事 業	年 度	月 F							
 者	業 人) 又は設立 内 年月日(法人)	年	月 日	のみ 記載 資 本	至	月 月							
	容				金	Ε.							
の	等事業内容			am r	W 14n DD	o 4m m							
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除のまでの間のいずれかの日 までの間のいずれかの日												
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者 令和 年 月												
登	課税事業者です。												
録	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ □												
要件	V,°												
1 か	消費税法に違反して罰金以上 (「いいえ」の場合は、次の質			せん。	☑ はい	□ いいえ							
確		ナ・亜ゖファルが	シノナ・モロかとり	たた奴児して									
認	その教生を終わり、又は教生 います。 -	を受けることがん	よくなつに 日から 2	半を経廻して	□はい	□ いいえ							
参													
考													
事													
項													